

大口町告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の38第1項の規定に基づき所有不動産の登記移転等に係る公告申請書が提出されたので、同条第2項の規定により、下記のとおり告示する。

平成30年3月23日

大口町長 鈴木 雅博

1 地縁団体名称、その区域及び主たる事務所

名 称 外坪自治会

区 域 丹羽郡大口町外坪

主たる事務所 丹羽郡大口町外坪一丁目70番地の3

2 申請不動産に関する事項

・土地

地目	面積	所在地
宅地	190.56㎡	丹羽郡大口町外坪三丁目111番地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名	住所
舟橋 春雄	丹羽郡大口町外坪三丁目126番地
舟橋 俊夫	丹羽郡大口町外坪三丁目81番地
前田 績	丹羽郡大口町外坪三丁目113番地
舟橋 甫	丹羽郡大口町外坪三丁目119番地

3 申請事項に関し異議を述べることができる者

申請不動産の表題部所有者、所有権の登記名義人若しくはその相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間

平成30年3月23日から平成30年6月25日まで

5 異議を述べる方法

地方自治法施行規則第22条の3第2項に規定する手続き（異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他必要と認める書類を添えて行う）による。

6 異議申出書等提出先

丹羽郡大口町下小口七丁目155番地

大口町地域協働部地域振興課

電話番号 0587-95-1691